副本

令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行仮処分命令申立事件 債権者 大宇宙ジャパン株式会社 債務者 孫 樹斌

申立書補充書

令和3年11月30日

東京地方裁判所民事第33部 御中

債権者代理人弁護士 鶴 森 雄



第1 被保全権利の補充

- 1 債権者の就業規則(甲13)においては、「社員は退職または解雇により社員の資格を失うときは、社員証、健康保険者証、その他会社から貸与された金品を遅滞なくしなければならない。」とされているので(同第39条前段)、債務者は、債権者から解雇(留保解約権の行使)されている以上、債権者から貸与された物件目録記載のノートパソコン等(以下「本件動産」という。)を返還する義務を負う。
- 2 もっとも、上記の返還義務は就業規則の定めによってはじめて生じるものではなく、債務者が債権者における業務を遂行するという目的のために無償で貸与したものであり、業務を遂行する必要がなくなった場合は、使用の目的を終えたとして返還する義務が生じるものである(民法593条、民法597条2項)。債務者は、令和3年8月31日以降、債権者の業務を遂行していないのであるから、使用目的は終了しており、ただちに本件動産の返還義務を負う。
- 3 債務者は、本件動産の返還について、「端末 PC 等々の返却について 法律に

よって トラブル発生なので 今 返却できません。」(乙4の14)とし、「刑事事件の証拠として パソコンは トラブル解消したら 退職手続を行う時返却する」(答弁書)としているが、債務者の主張するトラブルは業務遂行とは無関係であり、何ら本件動産の占有を基礎づけるものではないから、返還義務を免れない。

第2 保全の必要性の補充

- 1 債務者による本件動産の悪用のおそれがあること
 - (1) 債務者は、令和3年6月14日に上長(アカウントマネージII 部部長)に納品品質の件を報告し、同月24日に部門長(アカウントマネージャー本部長)に現場の違法、IT業界ビジネスルール違反及び納品品質のリスクなどを報告し、同月29日にも「ビジネス詐欺事件」を部門長(上記)に告発したと主張している(答弁書)。しかし、債務者が指摘した事項は、いずれも債務者の誤解に基づくものであり、顧客との合意に基づいて処理を行っており、何ら問題は生じていない(甲15)。

また、社員の私物 PC の持ち込みに関して、社内のセキュリティルール違反があり、社内告発をしたにもかかわらず($Z4の6\sim8$)、債権者において何ら対処しないと主張している(答弁書)。しかし、許可を得て私物 PC を持ち込んでおり、社内ルール違反はない(甲15)。

このように、債務者は、債権者おいて就業中、自身の思い込みにより、何 ら問題のない他の社員を「告発」するようなことを行っている。

(2) さらに、債務者は、解雇後も、債権者が「ビジネス詐欺&悪意解雇」を行ったとして(甲8)、労働基準監督署や警察署、入国管理局などに告訴・告発を行い、報道機関に対して情報提供を行った旨自身が開設した Web ページで表示している(当職についても日本弁護士連合会に告訴したとしている。甲19)。いずれの「告訴」・「告発」も根拠がないものである(労働基準監督

署や警察署から債権者の責任を問われるようなことは何らされていない)。

- (3) 債務者は、解雇後の令和3年9月16日、債権者のオフィスに無断で侵入 し、債権者の複合機を無断で使用してコピーをしていた(甲7)。110番通 報で駆け付けた警察官に連れ出されたが、その後も警察官ともめたようであ る(甲19の13頁)
- (4) このように、債務者は、なりふり構わず自身の要求(解雇が無効であり、解雇後の賃金を支払うこと)を実現させようとしており、本件動産の返還を拒む理由もトラブル解決のためと主張していることからすると、本件動産を自身の要求を実現させるために悪用するおそれがある。特に、ノートパソコン中に保管されている債務者が就業中に取得した債権者や債権者の取引先についての情報を自身の解説したWebページで公開するおそれが高い。
- 2 債務者が本件動産を本国に持ち帰るおそれがあること

債務者の在留期間は令和4年1月29日までであるところ(甲9)、在留期間 が過ぎるまでに本国に帰国する可能性があり、本件動産を本国に持ち帰られる おそれがある。債務者に本国に持ち帰られてしまえば、本件動産の返還を受け ることが困難になる。

以上